

立川市・小金井市・川崎市の文化芸術振興条例一覧

| 条例名称 | 立川市文化芸術のまちづくり条例(平成16年) | 小金井市芸術文化振興条例(平成19年) | 川崎市文化芸術振興条例(平成17年) | 多摩市における文化芸術振興方針(平成21年度) | 多摩市文化芸術条例(仮称) |
|-------|--|---|--|--|---------------|
| 人口 | 184,195人(R2.4月) | 123,427人(R2.10月) | 1,521,233人(R2.10月) | 148,606人(R2.10月) | |
| 面積 | 24.36km ² | 11.30km ² | 144.35km ² | 21.01km ² | |
| 定義 | 文化を人間の創造的な営みとその成果ととらえ、文化の概念を芸術活動はもとより、経済活動を含むあらゆる生活の領域に関わるものとして幅広く考える。 | 芸術文化…人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含む。芸術文化活動…広く芸術文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加すること。 | | 文化芸術振興基本法が規定する、文学、音楽、美術や演劇、舞踊、伝承芸能、歴史等のほか、多摩市固有の自然、生活習慣、都市景観、環境などを反映した文化活動全て | |
| 前文 | <p>私たちは、文化を人間の創造的な営みとその成果ととらえ、文化の概念を芸術活動はもとより、経済活動を含むあらゆる生活の領域に関わるものとして幅広く考え、文化が生活に潤いと豊かさをもたらす、地域社会の健全な発展にかけがえのないものであることを認識します。</p> <p>ここに、先人たちが遺した立川の文化と風土を継承し、発展させ、交流と連携を基調に文化とやさしさのあるまちづくりを推進することによって、市民生活の向上と文化都市立川の形成を目指すとともに、新たな立川文化の創造を図ることを決意し、この条例を制定します。</p> | <p>私たち小金井市は、小金井桜と武蔵野の緑に囲まれ、湧(ゆう)水など豊かな自然環境に恵まれたこの地に暮らし、地域性に富んだコミュニティを築いてきました。先人から受け継いだ伝統的文化資源を活用し、また、新たな芸術文化自然を創出することによって、芸術文化の持つ力に期待し、市民一人一人が小金井市民としての誇りを持って、日々心豊かに生活していくことができることを願い、ここに小金井市芸術文化振興条例を定めます。</p> | <p>川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣などにおける人の往来と営みの中でその文化を育んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多様な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。</p> <p>地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。</p> <p>こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。</p> <p>このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。</p> <p>ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。</p> | | |
| 目的 | <p>(1)市民と市の連携・協働による文化芸術に関する活動に必要な基本的事項を定める</p> <p>(2)文化とやさしさのあるまちづくりの推進を図り、もって新たな立川文化の創造と振興に寄与する</p> | <p>(1)市、市民及び団体等の役割を明らかにする</p> <p>(2)市民等が主体的に芸術文化活動に取り組むことができるように総合的かつ計画的に施策を推進し、地域の芸術文化の振興を図る</p> | <p>(1)基本理念を定め、市、市民及び企業の役割を明らかにする</p> <p>(2)文化芸術に関する活動を行う者の自主性及び創造性が発揮し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与すること</p> | <p>(1)多摩市に住んでいることが誇りに思える地域社会の創出と、市民自治による市民文化の創出</p> <p>(2)多摩市固有の文化資源、市民の文化活動を生かす</p> <p>(3)新たな文化の創造や文化の担い手である市民との協働による文化施策を総合的に進める</p> | |
| 基本理念 | | <p>(1)年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族問わず、芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、環境整備を図る</p> <p>(2)心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利であり、十分に尊重する</p> <p>(3)自主性及び創造性を十分に尊重し、介入又は干渉することのないように十分に留意する</p> | <p>(1)文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない</p> <p>(2)市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない</p> <p>(3)文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた文化芸術の保存・活用並びに市内外の地域との文化芸術が図られなければならない</p> <p>(4)文化芸術基本法第2条に定める事項が尊重されなければならない</p> | <p>(1)教育・生涯学習を進め、文化を振興し、一人ひとりの市民が人間性豊かなくらしを営むまちづくりを目指す</p> | |
| 基本方針 | <p>(1)広く市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境の整備を図り、市民の誰もが主体的に活動できる文化とやさしさのあるまちづくりの推進に努める</p> <p>(2)すべての市民の自主性及び創造性を尊重する</p> | | | | |
| 市民の役割 | <p>(1)市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かし、文化芸術の振興に努める</p> | <p>(1)自らが芸術文化の担い手であることを自覚し、活力と創意をいかし、芸術文化の振興に努める</p> <p>(2)芸術文化活動に関して相互に理解し合い、尊重し合うように努める</p> | <p>(1)文化芸術の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする</p> | <p>(1)文化芸術の担い手として文化の振興に努めること</p> | |

| 条例名称 | 立川市文化芸術のまちづくり条例(平成16年) | 小金井市芸術文化振興条例(平成19年) | 川崎市文化芸術振興条例(平成17年) | 多摩市における文化芸術振興方針(平成21年度) | 多摩市条例(仮) |
|---------|---|--|---|--|----------|
| 人口 | 184,195人(R2.4月) | 123,427人(R2.10月) | 1,521,233人(R2.10月) | 148,606人(R2.10月) | |
| 面積 | 24.36km ² | 11.30km ² | 144.35km ² | 21.01km ² | |
| 市の役割 | (1)文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ効果的に推進する (2)文化芸術振興施策には、広く市民の意見を反映させるよう努める | (1)芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する (2)必要な財政上の措置を講ずるよう努める (3)国及び他の地方公共団体と連携し、振興を図る (4)市民等と協働し、地域における人材、資源及び情報をいかして、共に芸術文化の振興を図る (5)市の行政機関相互の連携を密接に行う | (1)市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境整備する (2)文化芸術を振興する役割を担う | (1)市民文化の振興 ①多様な市民が育んできた市民文化を発展させるため、市民の主体的で日常的な文化活動を支援する ②優れた文化や芸術に身近に触れ、親しめる機会を提供する ③文化を通じた多摩市の魅力を発信する ④将来を見据え、市民と一緒に取り組みを進める (2)歴史・文化の保存と継承の機会 ①ふるさととしての多摩市に対する愛着や誇りを深める ②文化を創造していくために、歴史や伝統文化を学び、次世代へ受け継ぐ ③郷土資料の収集、保存、公開や情報の提供を進めるとともに、文化財の保護・保存・活用、伝統芸能の継承・復活を図る | |
| 事業者等の役割 | (市民の役割に含まれる) | (1)地域社会の一員として自主的に芸術文化活動を展開するとともに、市民の芸術文化活動の支援に努める | (市民の役割に含まれる) | (1)文化団体、企業、多摩市文化振興財団、教育機関、NPO、ボランティア、事業者は互いのパートナーシップのもとに文化振興に取り組んでいくこと | |
| 財団の役割 | (1)市民及び市は、公益財団法人立川市地域文化振興財団に文化芸術の振興の中心的役割を求める | | | (1)多摩市との連携のもとに、市民文化の向上及び発展のための事業を行い、市民の自主的な文化活動を促進することにより、市民文化の創造とコミュニティの醸成を図り、広く地域の発展に寄与する (2)多摩市内に限定しない広範囲への情報の発信と集客に努める | |
| 施策の内容 | (1)関心及び理解を深めること (2)機会の充実に関すること (3)活動の支援に関すること (4)人材の育成に関すること (5)伝統的文化の継承及び発展に関すること (6)国内及び国外の文化交流の推進に関すること (7)情報の収集および発信に関すること (8)その他重要な事項に関すること | (1)調査及び情報提供に関すること (2)基本計画の策定並びに施策及び事業の評価に関すること (3)担い手の育成及び支援に関すること (4)青少年、高齢者及び障害者の芸術文化活動の促進に関すること (5)その他必要な事項に関すること | (1)広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努める (2)市民及び企業と協働して行うよう留意 (3)必要な財政上の措置を講ずるよう努める | | |
| 計画等の策定 | (計画はあるが、条例で記載なし) | (1)総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定する (2)基本計画の策定に当たり、基本計画策定委員会を設置 (3)あらかじめ広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない (4)その他必要な事項は別に定める | (1)総合的かつ計画的に推進するため、振興計画を策定する (2)持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関することを定める (3)その他必要な事項を定める (4)振興会議の意見を聞くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない (5)振興計画を策定したときは公表する | | |
| 財政的措置 | (1)振興に必要な資金の調達に努める (2)立川市地域づくり振興基金を有効に活用 | (市の役割(2)に記載あり) | (施策の内容(3)に記載あり) | | |
| その他 | (1)財団に文化芸術振興の中心的役割を明記している (2)計画名「立川市第4次文化振興計画」 | (1)芸術文化振興推進機関の設置明記→芸術文化の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を実施 (2)計画名「小金井市芸術文化振興計画」 | (1)文化アセスメントについて記載あり ・振興計画にも続く事業の成果又は経過について、振興会議の評価を受けなければならない ・振興会議は、事業の見直しその他勧告をすることができるなど (2)振興会議を置くことを明記 | (1)庁内組織の枠組みを超えた相互連携を図りながら施策の展開を進める | |